

第1章 基本的な考え方

1 第2次計画策定にあたっての現状と課題

わが国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等が掲げられ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められ、その結果、法律や制度上での男女平等は大きく前進したところです。そのような中、町としても平成22年3月に「やまのべ男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

計画策定から10年を経た今、国際化や情報化が進み、男女に関わりなく家事・育児・介護などに取り組む生活様式や、性的少数者（LGBT）への認知と理解の深まり、SDGs（持続可能な開発目標）におけるジェンダー平等の実現に向けた国際的な行動理念など、社会的な価値観の大きな変化と相まって、計画の推進とともに男女共同参画に対する意識が高まってきました。しかしながら、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった役割分担意識が依然として残っていることや、家庭・職場・地域などでの男女の役割が固定化されているなど、理想とする男女平等の実現に至っていないのが現状であり、男女共同参画社会の実現に関する意識のさらなる啓発と、これまで取り組んできた具体的な行動計画を、今後も推進し継続していく必要があります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法、平成27年施行）」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法、平成13年施行・平成26年改正）」などを踏まえながら、男女共同参画社会のさらなる実現に向け、国および県での施策が推進されています。町でもこうした状況を踏まえ、第5次山辺町総合計画の基本理念である「みんながつながる 協働のまち やまのべ ～未来につなぐ自慢のまち～」の実現に向けた施策の一つである男女共同参画の推進に引き続き取り組むため、「第2次やまのべ男女共同参画基本計画」を策定するものです。

【これまでの取り組み状況（数値目標項目）】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
項目数	14	15	16	16	16	20	20	20	20
達成項目数	10	10	12	12	12	15	16	16	15
未達成項目数	4	5	4	4	4	5	4	4	5
達成割合	71%	66%	75%	75%	75%	75%	80%	80%	75%
未達成項目の主なもの	公募委員・女性委員の積極的な任用の推進、女性委員“ゼロ”審議会等の解消、防災分野における意思決定過程や防災活動の現場への女性参画 等								

※達成割合は増加しつつありますが、男女共同参画推進のため、継続した取り組みが求められる状況にあります。

2 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

3 計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法第9条、同法第14条第3項」及び「山形県男女共同参画推進条例第13条」に基づく市町村男女共同参画計画であり、上位計画である第5次山辺町総合計画の目標実現のための6つの施策大綱、主要施策のコミュニティ（男女共同参画社会の推進）における具体的な施策の考え方や、展開方向について示すものです。

また、この計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」＜※＞第6条第2項に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」＜※＞第2条第3条に基づく市町村基本計画に位置付けるものとします。

※「女性の職業生活における活躍に関する法律」より抜粋

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」より抜粋

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

